

# 国際データ伝送サービス（S）契約約款

令和3年1月1日

ソフトバンク株式会社

# 国際データ伝送サービス（S）契約約款

平成 16 年 3 月 渉外第 15-345 号  
施行 平成 16 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

### （約款の適用）

- 第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成 7 年条約第 2 号）、国際電気通信連合条約（平成 7 年条約第 3 号）、条約附属電気通信規則（平成 2 年郵政省告示第 408 号）及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この国際データ伝送サービス（S）契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、国際データ伝送サービス（S）を提供します。
- 2 この約款は、平成 22 年 10 月 7 日において、この約款に基づいて国際データ伝送契約を締結しているものに限って適用します。

（注）本条のほか、当社は、国際データ伝送サービス（S）に附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

### （約款の変更）

- 第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### （用語の定義）

- 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 国際データ伝送網	主として本邦外とのデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 国際データ伝送サービス（S）	国際データ伝送網を使用して行う電気通信サービス
5 国際データ伝送サービス（S）取扱所	国際データ伝送サービス（S）に関する業務を行う当社の事業所
6 取扱所交換設備	国際データ伝送サービス（S）取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
7 収容国際データ伝送サービス（S）取扱所	回線収容部又は国際専用回線に係る電気通信回線を設置する国際データ伝送サービス（S）取扱所
8 回線収容部	加入契約回線又は接続契約者回線を収容する電気通信設備
9 加入契約回線	国際データ伝送契約に基づいて収容国際データ伝送サービス（S）取扱所内に設置された取扱所交換設備と、国際データ伝送申込者が指定する場所に設置する電気通信設備であって、国内の電気通信事業者が提供する専用サービスに相当する電気通信回線
10 接続契約者回線	第 2 種国際 I P データサービス（S）又は第 3 種国際 I P データサービス（S）に係る国際データ伝送契約に基づいて収容国際データ伝送サービス（S）取扱所内に設置された取扱所交換設備と、サービス接続点（国際データ伝送サービス（S）に係る電気通信設備と I P データサービス契約約款に規定する電気通信設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間に、当社が設置する電気通信回線

11 外国側回線	外国の電気通信事業者と国際データ伝送サービス（S）に相当する電気通信サービスの提供を受けるための契約に基づいて、その契約者との間に設置される電気通信回線
12 国際データ伝送契約	当社から国際データ伝送サービス（S）の提供を受けるための契約
13 国際データ伝送契約者	当社と国際データ伝送契約を締結している者
14 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
15 端末設備	加入契約回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
17 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
19 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 国際データ伝送サービス（S）の種類等

### （国際データ伝送サービス（S）の種類）

第4条 当社の提供する国際データ伝送サービス（S）は、次のとおりとします。

国際IPデータサービス（S）	特定の加入契約回線又は接続契約者回線を使用して行う国際データ伝送サービス（S）であって、主として本邦外とのデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うもの
国際専用回線サービス（S）	契約の申込み等により指定された特定の加入契約回線の終端と本邦外との区間において国際データ伝送網に係る電気通信回線（以下「国際専用回線」といいます。）を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス

### （国際IPデータサービス（S）の種類）

第4条の2 当社の提供する国際IPデータサービス（S）は、次のとおりとします。

第1種国際IPデータサービス（S）	特定の加入契約回線を使用して行う国際IPデータサービス（S）
第2種国際IPデータサービス（S）	特定の接続契約者回線を使用して行う国際IPデータサービス（S）であって、Singapore Telecom Limitedに係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの
第3種国際IPデータサービス（S）	特定の接続契約者回線を使用して行う国際IPデータサービス（S）であって、China Telecommunications Corporation 又は China United Network Communications Corporation Limitedに係る電気通信回線に相当する外国側回線を使用するもの

## 第3章 国際データ伝送サービス（S）の提供範囲

### （国際データ伝送サービス（S）の提供区間）

第5条 当社が提供する国際データ伝送サービス（S）の提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、業務区域（別に定める区域をいいます。以下同じとします。）及び提供可能な取扱地域（別に定める本邦外の地域をいいます。以下同じとします。）を国際データ伝送サービス（S）取扱所に掲示します。

（注）本条第1項に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

（注）本条第2項に規定する取扱地域は、別紙に定めるものとします。

(外国における取扱制限)

第6条 外国側における国際データ伝送サービス(S)の取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第4章 契約

第1節 第1種国際IPデータサービス(S)及び国際専用回線サービス(S)に係る国際データ伝送契約

(国際データ伝送サービス(S)の品目等)

第7条 国際データ伝送サービス(S)(第1種国際IPデータサービス(S)及び国際専用回線サービス(S)に限ります。以下この節において同じとします。)には、料金表第1表第1類第1(第1種国際データ伝送サービス(S)に係るもの)及び第4(国際専用回線サービス(S)に係るもの)に規定する品目等があります。

(契約期間の種類)

第8条 国際データ伝送契約(第1種国際IPデータサービス(S)及び国際専用回線サービス(S)に係るもの)に限ります。以下この節において同じとします。)の契約期間には、次の種類があります。

- (1) 1年
- (2) 2年
- (3) 3年
- (4) 4年
- (5) 5年

(契約の単位)

第9条 当社は、第1種国際IPデータサービス(S)については1の回線収容部ごとに、国際専用回線サービス(S)については国際専用回線1回線ごとに、1の国際データ伝送契約を締結します。この場合、国際データ伝送契約者は1の国際データ伝送契約につき1人に限ります。

(国際データ伝送契約申込の方法)

第10条 国際データ伝送契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を国際データ伝送サービス(S)取扱所に提出していただきます。

- (1) 国際データ伝送サービス(S)の種類
- (2) 国際データ伝送サービス(S)の品目等
- (3) 契約期間の種類
- (4) 使用開始希望年月日
- (5) 加入契約回線又は国際専用回線の終端の場所
- (6) 通信の相手先となる外国側回線に係る事項
- (7) その他国際データ伝送契約申込の内容を特定するための事項

(国際データ伝送契約申込の承諾)

第11条 当社は、国際データ伝送契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際データ伝送契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった国際データ伝送回線等(加入契約回線、接続契約者回線、回線収容部、国際専用回線及び国際データ伝送サービス(S)を提供するために設置する電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 外国の電気通信事業者の提供条件による制限により、申込みのあった国際データ伝送回線等を設置し、又は保守することが困難なとき。
- (3) 申込者が国際データ伝送サービス(S)の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他国際データ伝送サービス(S)に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(品目等の変更)

第12条 国際データ伝送契約者(第1種国際IPデータサービス(S)及び国際専用回線サービス(S)に係るもの)に限ります。以下この節において同じとします。)は、国際データ伝送サービス(S)の品目等の変更

の請求をすることができます。この場合において、その品目に係る符号伝送速度が減少するとき（以下「品目の減速」といいます。）は、変更しようとする 40 日前までに、そのことを国際データ伝送サービス（S）取扱所に書面により通知していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（国際データ伝送契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （契約期間の変更等）

第 13 条 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約の契約期間の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の種類の契約期間が変更前の種類の契約期間より短くなる変更（以下「契約期間の短縮」といいます。）であるときは、変更しようとする 40 日前までに、そのことを国際データ伝送サービス（S）取扱所に書面により通知していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（国際データ伝送契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 当社は、契約期間の満了の 40 日前までに、第 1 項に規定する契約期間の変更の請求がないとき又は第 17 条（国際データ伝送契約者が行う国際データ伝送契約の解除）に規定する解除の通知がないときは、国際データ伝送契約者から新たに同じ種類の国際データ伝送契約の申込みがあったものとみなします。

#### （その他の契約内容の変更）

第 14 条 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、第 10 条（国際データ伝送契約申込の方法）第 7 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（国際データ伝送契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （国際データ伝送サービス（S）の利用の一時中断）

第 15 条 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、国際データ伝送サービス（S）の利用の一時中断（その国際データ伝送契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### （国際データ伝送契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第 16 条 国際データ伝送契約者が国際データ伝送契約に基づいて国際データ伝送サービス（S）の提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

#### （国際データ伝送契約者が行う国際データ伝送契約の解除）

第 17 条 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約を解除しようとするときは、解除しようとする 40 日前までに、そのことを国際データ伝送サービス（S）取扱所に書面により通知していただきます。

#### （当社が行う国際データ伝送契約の解除）

第 18 条 当社は、次の場合には、その国際データ伝送契約を解除することがあります。

(1) 第 30 条（利用停止）の規定により国際データ伝送サービス（S）の利用停止をされた国際データ伝送契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 加入契約回線に係る国内の電気通信事業者の電気通信事業の休止又は電気通信サービスの廃止等により、国際データ伝送契約者が加入契約回線を利用することができなくなった場合であって、その国際データ伝送契約の利用の一時中断又は他の電気通信事業者に係る加入契約回線への変更の請求を行わないとき。

(3) 国際データ伝送契約者が第 30 条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が国際データ伝送サービス（S）に関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 当社は、前項の規定により、その国際データ伝送契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際データ伝送契約者にそのことを通知します。

#### （その他の提供条件）

第 19 条 国際データ伝送契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

（注）本条に規定する別に定める内容は、別記 2 及び別記 3 に定めるものとします。

## 第2節 第2種国際IPデータサービス（S）及び第3種国際IPデータサービス（S）に係る 国際データ伝送契約

### （国際IPデータサービス（S）の品目等）

第19条の2 国際IPデータサービス（S）（第2種国際IPデータサービス（S）及び第3種国際IPデータサービス（S）に限ります。以下この節において同じとします。）には、料金表第1表第1類第2（第2種国際IPデータサービス（S）に係るもの）及び第3（第3種国際IPデータサービス（S）に係るもの）に規定する品目等があります。

### （国際データ伝送契約申込の方法）

第19条の3 国際データ伝送契約（第2種国際IPデータサービス（S）及び第3種国際IPデータサービス（S）に係るものに限ります。以下この節において同じとします。）の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を国際データ伝送サービス（S）取扱所に提出していただきます。

- (1) 国際IPデータサービス（S）の品目等
- (2) 使用開始希望年月日
- (3) 接続契約者回線と接続する契約者回線群（IPデータサービス契約約款に規定する契約者回線群をいいます。以下同じとします。）
- (4) 通信の相手先となる外国側回線に係る事項
- (5) その他国際データ伝送契約申込の内容を特定するための事項

### （国際データ伝送契約申込の承諾）

第19条の4 当社は、国際データ伝送契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際データ伝送契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった国際データ伝送回線等を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 外国の電気通信事業者の提供条件による制限により、申込みのあった国際データ伝送回線等を設置し、又は保守することが困難なとき。
- (3) 申込者が国際IPデータサービス（S）の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 接続契約者回線と接続する契約者回線群がないとき。
- (5) 接続契約者回線と接続する契約者回線群の回線群代表者（IPデータサービス契約約款に規定する回線群代表者をいいます。以下同じとします。）の承諾が得られないとき。
- (6) その他国際IPデータサービス（S）に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### （最低利用期間）

第19条の5 国際IPデータサービス（S）については、料金表第1表第1類第2（第2種国際IPデータサービス（S）に係るもの）及び第3（第3種国際IPデータサービス（S）に係るもの）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 国際データ伝送契約者（第2種国際IPデータサービス（S）及び第3種国際IPデータサービス（S）に係るものに限ります。以下この節において同じとします。）は、前項の最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1類第2（第2種国際IPデータサービス（S）に係るもの）及び第3（第3種国際IPデータサービス（S）に係るもの）に規定する額を一括して支払っていただきます。

### （品目等の変更）

第19条の6 国際データ伝送契約者は、国際IPデータサービス（S）の品目等の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の4（国際データ伝送契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

### （その他の契約内容の変更）

第19条の7 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、第19条の3（国際データ伝送契約申込の方法）第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の4（国際データ伝送契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (当社が行う国際データ伝送契約の解除)

**第 19 条の 8** 当社は、次の場合には、その国際データ伝送契約を解除することがあります。

- (1) 第 30 条 (利用停止) の規定により国際 I P データサービス (S) の利用停止をされた国際データ伝送契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2) その国際データ伝送契約に係る接続契約者回線と接続する契約者回線群の廃止があったとき。
  - (3) 国際データ伝送契約者が第 30 条 (利用停止) 各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が国際 I P データサービス (S) に関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その国際データ伝送契約を解除しようとするときは、あらかじめ国際データ伝送契約者にそのことを通知します。

#### (その他の提供条件)

**第 19 条の 9** 契約の単位、国際 I P データサービス (S) の利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、国際データ伝送契約者が行う国際データ伝送契約の解除の取扱いについては、第 1 種国際 I P データサービス (S) に係る国際データ伝送契約の場合に準ずるものとします。

2 I P データサービス (S) に係る国際データ伝送契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条第 2 項に規定する別に定める内容は、別記 2 及び別記 3 に定めるものとします。

## 第 5 章 付加機能

#### (付加機能の提供)

**第 20 条** 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、その国際データ伝送契約について、次の場合を除き、料金表第 1 表 (料金) に規定するところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した国際データ伝送契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の国際データ伝送サービス (S) に関する業務の遂行上支障があるとき。

#### (付加機能の廃止)

**第 21 条** 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている国際データ伝送契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第 1 表 (料金) に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

#### (付加機能の利用の一時中断)

**第 22 条** 当社は、付加機能を利用している国際データ伝送契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断 (その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

## 第 6 章 端末設備の提供等

#### (端末設備の提供)

**第 23 条** 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、その契約者回線等について別に定める端末設備を提供します。

#### (端末設備の種類の変更)

**第 24 条** 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類の変更を行います。

#### (端末設備の移転)

**第 25 条** 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

#### (端末設備の接続変更)

- 第26条 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その国際データ伝送契約者に係る他の加入契約回線への接続の変更（以下「接続変更」といいます。）を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第23条（端末設備の提供）の規定に準じて取り扱います。

#### (端末設備の利用の一時中断)

- 第27条 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

### 第7章 回線相互接続

#### (当社又は他社の電気通信回線との接続)

- 第28条 国際データ伝送契約者は、その加入契約回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、加入契約回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線（以下「他社回線」といいます。）との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を国際データ伝送サービス（S）取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合又はその他社回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

### 第8章 利用中止等

#### (利用中止)

- 第29条 当社は、次の場合には、国際データ伝送サービス（S）又は付加機能の利用を中止することがあります。
- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第31条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりその国際データ伝送サービス（S）又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを国際データ伝送契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

- 第30条 当社は、国際データ伝送契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その国際データ伝送サービス（S）の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった国際データ伝送サービス（S）の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その国際データ伝送サービス（S）の利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第44条（利用に係る国際データ伝送契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、加入契約回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 当社が、国際データ伝送契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたこと知ったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりその国際データ伝送サービス（S）の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を国際データ伝送契約者に通知します。

(注) 本条第1項第4号に規定する別に定める規定は、別記5及び別記7に定めるものとします。



(注) 外国側回線に自営端末設備、自営電気通信設備又は他の電気通信回線を接続する場合についても本条の規定を準用します。

#### (通信利用の制限)

**第 31 条** 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、国際データ伝送回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている国際データ伝送回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信がふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記 16 に定めるものとします。

## 第 9 章 料金等

### 第 1 節 料金及び工事に関する費用

#### (料金及び工事に関する費用)

**第 32 条** 当社が提供する国際データ伝送サービス（S）の料金は、料金表第 1 表（料金）に規定する料金とし、当社が提供する国際データ伝送サービス（S）の態様に応じて、接続基本料、国際専用回線使用料、加入契約回線使用料、接続契約者回線使用料及び付加機能使用料を合算したものとします。

2 当社が提供する国際データ伝送サービス（S）に係る工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

### 第 2 節 料金等の支払義務

#### (料金の支払義務)

**第 33 条** 国際データ伝送契約者は、その国際データ伝送契約に基づいて当社が国際データ伝送サービス（S）又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、その日）について、料金表第 1 表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により国際データ伝送サービス（S）又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、国際データ伝送契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、国際データ伝送契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、国際データ伝送契約者は、料金表第 1 表（料金）に規定する場合を除き、国際データ伝送サービス（S）又は付加機能を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

3 国際データ伝送契約者（第 1 種国際 I P データサービス（S）及び国際専用回線サービス（S）に係るもの

に限ります。)は、契約期間内に国際データ伝送契約(第1種国際IPデータサービス(S)及び国際専用回線サービス(S)に係るものに限ります。)の解除、品目の減速又は契約期間の短縮があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1類(国際データ伝送サービス(S)に係るもの)に規定する額を一括して支払っていただきます。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 国際データ伝送契約者は、外国側回線に係る料金について、外国側回線の設置場所ごとに、外国側回線の提供を開始した日から解除の日の前日までの期間、その支払いを要します。

#### (工事費の支払義務)

**第34条** 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約の申込み、解除又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその国際データ伝送契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、国際データ伝送契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、料金表において消費税相当額を加算するものとされている工事費については、別に算定した額に消費税相当額を加算します。

(注) 国際データ伝送契約者は、外国側回線の工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、その外国側回線に係る工事費の支払いを要します。

#### (取消料の支払義務)

**第35条** 国際データ伝送契約者は、当社が承諾した国際データ伝送契約を、国際データ伝送サービス(S)の提供開始前に解除するときは、次の額を合算した額を取消料として支払っていただきます。

- (1) 料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費に2分の1を乗じて得た額
- (2) その国際データ伝送サービス(S)の提供の準備のために、既に発生している費用の額

(注) 外国側回線についても本条の規定を準用します。

### 第3節 料金の計算方法等

#### (料金の計算方法等)

**第36条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

### 第4節 割増金及び延滞利息

#### (割増金)

**第37条** 国際データ伝送契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。この場合に、料金表において消費税相当額を加算するものとされている料金又は工事に関する費用については、消費税相当額を加算します。

#### (延滞利息)

**第38条** 国際データ伝送契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第10章 保守

#### (国際データ伝送契約者の維持責任)

**第39条** 国際データ伝送契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持し

ていただきます。

(注) 国際データ伝送契約者は、外国側回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備についても当社が別に定める基準に適合するよう維持していただきます。

#### (国際データ伝送契約者の切分責任)

第40条 国際データ伝送契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が加入契約回線に接続されている場合であって、当社の国際データ伝送サービス(S)を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、国際データ伝送契約者から請求があったときは、当社は、国際データ伝送サービス(S)取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を国際データ伝送契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、国際データ伝送契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、国際データ伝送契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している国際データ伝送契約者には適用しません。

(注) 外国側回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を接続する場合についても、消費税相当額の課税に係るものを除き、本条の規定を準用します。

#### (修理又は復旧の順位)

第41条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第31条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記16に定めるものとします。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線等について、暫定的にその国際データ伝送サービス(S)取扱所を変更することがあります。

## 第11章 損害賠償

#### (免責)

第42条 当社は、国際データ伝送サービス(S)の提供に伴い、当該国際データ伝送契約者に与えた損害については、賠償の責任を負いません。

2 当社は、国際データ伝送サービス(S)に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工

事に当たって、国際データ伝送契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

## 第12章 雑則

### (承諾の限界)

**第43条** 当社は、国際データ伝送契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等国際データ伝送サービス（S）に関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (書面等の提出等)

**第43条の2** 国際データ伝送契約者又は国際データ伝送契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を国際データ伝送サービス（S）取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

### (利用に係る国際データ伝送契約者の義務)

**第44条** 国際データ伝送契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が国際データ伝送契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が国際データ伝送サービス（S）に関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が国際データ伝送契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) 当社が国際データ伝送契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(注) 国際データ伝送契約者は、本条の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

### (国際データ伝送契約者からの加入契約回線等の設置場所の提供等)

**第45条** 国際データ伝送契約者からの加入契約回線等の設置場所の提供等については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記11及び別記12に定めるところによります。

### (特約条項等)

**第46条** 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、国際データ伝送契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で国際データ伝送サービス（S）の提供をすることがあります。

この場合、当社と国際データ伝送契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

### (法令に規定する事項)

**第47条** 国際データ伝送サービス（S）の提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記4から別記7、別記9及び別記10に定めるところによります。

### (閲覧)

**第48条** 当社は当社が指定する国際データ伝送サービス（S）取扱所において、国際データ伝送サービス（S）を利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

2 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 第 13 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 49 条 国際データ伝送サービス (S) に関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 13 から別記 15 に定めるものとします。

## 別記

### 1 国際データ伝送サービス（S）の提供区間

当社が提供する国際データ伝送サービス（S）の提供区間は、加入契約回線又は接続契約者回線の終端から取扱地域間のものとします。

### 2 氏名等の変更

- (1) 国際データ伝送契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、国際データ伝送サービス（S）取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 3 国際データ伝送契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により国際データ伝送契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて国際データ伝送サービス（S）取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 4 自営端末設備の接続

- (1) 国際データ伝送契約者は、その加入契約回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
  - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 国際データ伝送契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。  
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 国際データ伝送契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 国際データ伝送契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

### 5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、加入契約回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、国際データ伝送契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、国際データ伝送契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、国際データ伝送契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

## 6 自営電気通信設備の接続

- (1) 国際データ伝送契約者は、その加入契約回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、加入契約回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 国際データ伝送契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 国際データ伝送契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 国際データ伝送契約者は、その加入契約回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

加入契約回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

## 8 自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に関するその他事項

4から7の規定によるほか、自営端末設備又は自営電気通信設備の接続に関する提供条件は、別に定めるところによります。

## 9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 10 国際データ伝送契約者に係る情報の利用

- (1) 当社は、国際データ伝送契約者に係る情報（申込時又は国際データ伝送サービス（S）提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）をプライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- (2) (1)に定める他、当社が国際データ伝送契約者に係る情報の共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項第3号に定めるものをいいます。）を行う場合においては、共同利用者を同ポリシーに定めるとともに、同ポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
- (3) 国際データ伝送契約者は、(1)及び(2)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。  
(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に定めるところにより当社が定める指針をいい、当社は、同ポリシーを当社ホームページ等において公表します。

## 11 国際データ伝送契約者からの加入契約回線等の設置場所の提供等

- (1) 加入契約回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下11において同じとします。）又は建物内において、加入契約回線を設置するために必要な場所は、その国際データ伝送契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、加入契約回線の終端のある構内又は建物内において、国際データ伝送契約者から管路等の特別な設備を使用して加入契約回線を設置することを求められたときは国際データ伝送契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

## 12 国際データ伝送契約者からの電気の提供

当社が国際データ伝送契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、国際データ伝送契約者から提供していただくことがあります。

## 13 手続きの代理

- (1) 当社は、海外の電気通信事業者、法律又は規則等により求められたときは、申込みを行った国際データ伝送サービス（S）に係る外国側回線等を提供するために必要な申込、届出及びその他の手続きを、国際データ伝送契約者の代理者として行います。
- (2) 国際データ伝送契約者は、(1)の規定による代理権を行使することを承認していただきます。

## 14 宅内機器の提供等

- (1) 当社は、国際データ伝送契約者から請求があったときは、その国際データ伝送サービス（S）について、宅内機器を提供します。この場合、宅内機器に係る料金の支払義務及びその他の提供条件は、別に定めるところによります。
- (2) 国際データ伝送契約者は、国際データ伝送契約の解除があったときは、当社が提供する宅内機器を返却していただきます。
- (3) (2)の場合において、宅内機器に損傷又は欠陥（通常の使用による磨耗を除きます。）があったときは、国際データ伝送契約者は、その宅内機器の修理又は代替物を購入するために必要な費用を負担していただきます。

## 15 宅内機器の保守等

- (1) 当社は、宅内機器の保守、試験等のために、国際データ伝送サービス（S）に係る機器が設置されている国際データ伝送契約者の建物に立ち入ることがあります。国際データ伝送契約者は、これを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合において、当社が行う宅内機器の保守、試験等に係る費用は、国際データ伝送契約者に負担していただきます。ただし、当該機器について当社と保守契約を締結している場合は、この限りではありません。

## 16 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社



## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、国際データ伝送契約者がその契約に基づき支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が国際データ伝送契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 料金月の初日以外の日国際データ伝送サービス（S）又は付加機能の提供の開始があったとき
  - (2) 料金月の初日以外の日国際データ伝送サービス（S）の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (3) 料金月の初日に国際データ伝送サービス（S）又は付加機能の提供を開始し、その日にその国際データ伝送サービス（S）の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日月額料金の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
  - (5) 料金月の初日以外の日国際データ伝送サービス（S）の品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）
  - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、国際データ伝送サービス（S）に関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 国際データ伝送契約者がその契約に基づき支払う料金その他の債務であって、この料金表に規定する料金及び工事に関する費用のうち米ドル建てである額については、当社がその料金その他の債務の請求を行う月の前月の当社が別に定める日の外国為替相場の値により本邦通貨に換算した額とします。

#### (端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

- 7 国際データ伝送契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又は国際データ伝送サービス（S）取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(注) 国際データ伝送契約の解除があったときは、国際データ伝送契約者は、支払っていただく料金額についてその解除と同時に支払っていただきます。

#### (料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7の規定にかかわらず、国際データ伝送契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、国際データ伝送契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

#### (消費税相当額の加算)

- 10 第33条（料金の支払義務）及び第34条（工事費の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額（第1表第1類第1及び第4に規定する加入契約回線使用料並びに第2表第1に規定する工事費（国際IPデータサービスの回線収容部に係る工事費を除きます。）に限ります。）は、この料金表に定める額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が定めるところによります。

(注) 外国側回線については、本規定は適用しません。

**(料金等の臨時減免)**

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の国際データ伝送サービス (S) 取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

**(サービス品質 (稼働率) に係る料金の適用)**

12 第1種国際IPデータサービス (S) の稼働率に係る料金の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、次の算式により算出した稼働率が99.9%未満である場合は、その料金月における第1種国際IPデータサービス (S) の第1表第1類第1 (第1種国際IPデータサービス (S) に係るもの) に規定する「接続基本料」及び第1表第1類第5 (付加機能使用料) に規定する「付加機能使用料」の額にその稼働率に対応する返還率を乗じて得た額を、国際データ伝送契約者に返還します。

ただし、その第1種国際IPデータサービス (S) について、利用中止又は利用停止があった場合は、この限りではありません。

稼働率	返還率
99.6%以上 99.9%未満のとき	5%
99.4%以上 99.6%未満のとき	10%
99.2%以上 99.4%未満のとき	15%
99.0%以上 99.2%未満のとき	20%
99.0%未満のとき	25%

第1種国際IPデータサービス (S) に係る回線収容部について、国際データ伝送契約者の責めによらない理由により当該料金月に利用できなかった総時間 (当社が別に定める提供区間が利用できないことに起因する場合に限り) ます。

$$\text{稼働率} = 1 - \frac{\text{当該料金月の利用可能総時間}}{\text{当該料金月の利用可能総時間}}$$

(2) (1) に規定する利用できなかった時間の算定には、第1種国際IPデータサービス (S) の提供を開始した日を含みません。

13 国際専用回線サービス (S) の稼働率に係る料金の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、次の算式により算出した稼働率が99.8%未満である場合は、その料金月における国際専用回線サービス (S) (別に定める取扱地域との間において提供するものを除きます。) の第1表第1類第4 (国際専用回線サービス (S) に係るもの) に規定する「国際専用回線使用料の額にその稼働率に対応する返還率を乗じて得た額を、国際データ伝送契約者に返還します。

ただし、その国際専用回線サービス (S) について、利用中止又は利用停止があった場合は、この限りではありません。

稼働率	返還率
99.6%以上 99.8%未満のとき	10%
99.4%以上 99.6%未満のとき	20%
99.2%以上 99.4%未満のとき	30%
99.0%以上 99.2%未満のとき	40%
99.0%未満のとき	50%

国際専用回線について、国際データ伝送契約者の責めによらない理由により当該料金月に利用できなかった総時間 (当社が別に定める提供区間が利用できないことに起因する場合に限り) ます。

$$\text{稼働率} = 1 - \frac{\text{当該料金月の利用可能総時間}}{\text{当該料金月の利用可能総時間}}$$

(2) (1) に規定する利用できなかった時間の算定には、国際専用回線サービス (S) の提供を開始した日を含みません。

**(サービス品質 (開通遅延) に係る工事費の適用)**

14 国際データ伝送サービス (S) の開通遅延に係る工事費の取扱いについては、次のとおりとします。

当社は、国際データ伝送契約者が指定した使用開始希望年月日に国際データ伝送サービス (S) (第1種国際

I Pデータサービス（S）及び国際専用回線サービス（S）に係るものに限り、国際専用回線サービス（S）にあっては、別に定める取扱地域との間において提供するものを除きます。以下 14 において同じとします。）が提供できない場合は、国際データ伝送サービス（S）の工事費の額に使用開始希望年月日から国際データ伝送サービス（S）を提供開始した日までの日数（以下「開通遅延日数」といいます。）に対応する返還率を乗じて得た額を、国際データ伝送契約者に返還します。

ただし、国際データ伝送契約者が使用開始希望年月日を変更した場合又は国際データ伝送サービス（S）を提供開始できない理由が天災、事変その他の非常事態による場合は、この限りではありません。

開通遅延日数	返還率
1日のとき	10%
2日のとき	20%
3日のとき	50%
4日のとき	75%
5日以上るとき	100%

#### （サービス品質（故障時間）に係る料金の適用）

15 第2種国際 I Pデータサービス（S）及び第3種国際 I Pデータサービス（S）の故障時間に係る料金の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、当社が別に定める提供区間において、国際データ伝送契約者の責めによらない理由により、その第2種国際 I Pデータサービス（S）又は第3種国際 I Pデータサービス（S）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から、その電気通信設備を使用することが可能となったことを相互に確認した時刻まで、1時間以上その状態が継続したときは、その連続して使用することができなかった時間数（1時間の倍数である部分に限ります。）に、その料金月における第2種国際 I Pデータサービス（S）又は第3種国際 I Pデータサービス（S）の、第1表第1類第2（第2種国際 I Pデータサービス（S）に係るもの）又は第3（第3種国際 I Pデータサービス（S）に係るもの）に規定する「接続契約者回線使用料」の額の720分の1を乗じて得た額を、国際データ伝送契約者からの請求により、減額又は返還します。

ただし、その状態が生じた場合に、その第2種国際 I Pデータサービス（S）又は第3種国際 I Pデータサービス（S）が利用中止若しくは利用停止の状態であるとき又は別に定める国際データ伝送契約者に係るものであるときは、この限りではありません。

(2) 当社は、(1)に規定する料金返還の事由が発生した翌月の26日以降は、その料金の減額又は返還の請求に応じません。

第1表 料金

第1類 国際データ伝送サービス（S）に係るもの

第1 第1種国際IPデータサービス（S）に係るもの

1 適用

第1種国際IPデータサービス（S）に係る料金の適用については、第33条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																							
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 4Kb/s</td> <td>6 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 2 8Kb/s</td> <td>1 2 8キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 9 2Kb/s</td> <td>1 9 2キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 5 6Kb/s</td> <td>2 5 6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 8 4Kb/s</td> <td>3 8 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5 1 2Kb/s</td> <td>5 1 2キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7 6 8Kb/s</td> <td>7 6 8キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1, 0 2 4Kb/s</td> <td>1, 0 2 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1, 5 3 6Kb/s</td> <td>1, 5 3 6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1, 9 8 4Kb/s</td> <td>1, 9 8 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	6 4Kb/s	6 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 2 8Kb/s	1 2 8キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 9 2Kb/s	1 9 2キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 5 6Kb/s	2 5 6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 8 4Kb/s	3 8 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	5 1 2Kb/s	5 1 2キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	7 6 8Kb/s	7 6 8キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	1, 0 2 4Kb/s	1, 0 2 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	1, 5 3 6Kb/s	1, 5 3 6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	1, 9 8 4Kb/s	1, 9 8 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																					
	6 4Kb/s	6 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																					
	1 2 8Kb/s	1 2 8キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																					
	1 9 2Kb/s	1 9 2キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																					
	2 5 6Kb/s	2 5 6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																					
	3 8 4Kb/s	3 8 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																					
	5 1 2Kb/s	5 1 2キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																					
	7 6 8Kb/s	7 6 8キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																					
	1, 0 2 4Kb/s	1, 0 2 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																					
1, 5 3 6Kb/s	1, 5 3 6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
1, 9 8 4Kb/s	1, 9 8 4キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																						
(2) 契約期間内の解除等に関する料金の支払い	<p>ア 国際データ伝送契約者は、契約期間内に国際データ伝送契約の解除、品目の減速又は契約期間の短縮（以下この欄において「解除等」といいます。）があった場合は、次の額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) 解除等の40日前までに国際データ伝送契約者から通知があったとき 次の額を合算した額とします。</p> <p>i 残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する接続基本料の額とします。）に相当する額に0.2を乗じて得た額</p> <p>ii 国際データ伝送契約の解除等に伴い発生する、加入契約回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額</p> <p>(イ) (ア)以外のとき 次の額を合算した額とします。</p> <p>i 残余の期間に対応する料金に相当する額</p> <p>ii 国際データ伝送契約の解除等に伴い発生する、加入契約回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額</p> <p>(注) この欄の規定は、宅内機器に関する料金についても適用するものとします。</p> <p>(注) 国際データ伝送契約者は、契約期間内に国際データ伝送契約の解除等があった場合は、その解除等に伴い発生する、外国側回線回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額を支払っていただきます。</p>																						

## 2 料金額

### (1) 接続基本料

#### ア 契約期間が1年のもの

1の回線収容部ごとに

品 目	料金額 (月額)
64Kb/s	110,000円
128Kb/s	120,000円
192Kb/s	140,000円
256Kb/s	150,000円
384Kb/s	220,000円
512Kb/s	240,000円
768Kb/s	360,000円
1,024Kb/s	400,000円
1,536Kb/s	600,000円
1,984Kb/s	660,000円

#### イ ア以外のもの

1の回線収容部ごとに月額

契約期間	料金額
2年	(1)に規定する料金に0.97を乗じて得た額
3年	(1)に規定する料金に0.95を乗じて得た額
4年	(1)に規定する料金に0.92を乗じて得た額
5年	(1)に規定する料金に0.9を乗じて得た額

### (2) 加入契約回線使用料

1の加入契約回線ごとに月額

その加入契約回線に係る電気通信事業者の契約約款等に規定する料金に相当する額

第2 第2種国際IPデータサービス（S）に係るもの

1 適用

第2種国際IPデータサービス（S）に係る料金の適用については、第33条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用							
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 4.5 Mb/s まで</td> <td>1メガビット/秒から1メガビット/秒ごとに4.5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 4.5 Mb/s まで	1メガビット/秒から1メガビット/秒ごとに4.5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容					
0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの						
1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 4.5 Mb/s まで	1メガビット/秒から1メガビット/秒ごとに4.5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
(2) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 第2種国際IPデータサービス（S）については、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、第2種国際IPデータサービス（S）を提供した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に第2種国際IPデータサービス（S）の品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>（注）この欄の規定は、宅内機器に関する料金についても適用するものとします。</p> <p>（注）国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除等があった場合は、その解除等に伴い発生する、外国側回線回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額を支払っていただきます。</p>						

## 2 料金額

### (1) 接続基本料

1の回線収容部ごとに

品 目	料金額 (月額)
0.5Mb/s	39,000円
1Mb/s	53,000円
2Mb/s	82,000円
3Mb/s	108,000円
4Mb/s	139,000円
5Mb/s	169,000円
6Mb/s	199,000円
7Mb/s	230,000円
8Mb/s	260,000円
9Mb/s	290,000円
10Mb/s	320,000円
11Mb/s	352,000円
12Mb/s	384,000円
13Mb/s	416,000円
14Mb/s	448,000円
15Mb/s	480,000円
16Mb/s	512,000円
17Mb/s	544,000円
18Mb/s	576,000円
19Mb/s	608,000円
20Mb/s	639,000円
21Mb/s	671,000円
22Mb/s	703,000円
23Mb/s	735,000円
24Mb/s	767,000円
25Mb/s	799,000円
26Mb/s	831,000円
27Mb/s	863,000円
28Mb/s	895,000円
29Mb/s	927,000円
30Mb/s	959,000円
31Mb/s	991,000円
32Mb/s	1,023,000円
33Mb/s	1,055,000円
34Mb/s	1,087,000円
35Mb/s	1,119,000円
36Mb/s	1,151,000円
37Mb/s	1,183,000円
38Mb/s	1,215,000円
39Mb/s	1,247,000円
40Mb/s	1,278,000円
41Mb/s	1,310,000円
42Mb/s	1,342,000円
43Mb/s	1,374,000円
44Mb/s	1,406,000円
45Mb/s	1,438,000円

(2) 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額 (月額)
接続契約者回線使用料	30,000円



第3 第3種国際IPデータサービス（S）に係るもの

1 適用

第3種国際IPデータサービス（S）に係る料金の適用については、第33条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																											
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。																										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">品 目</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 8 Kb/s</td> <td>1 2 8 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 5 6 Kb/s</td> <td>2 5 6 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 8 4 Kb/s</td> <td>3 8 4 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5 1 2 Kb/s</td> <td>5 1 2 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7 6 8 Kb/s</td> <td>7 6 8 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s まで</td> <td>1 メガビット／秒から 1 メガビット／秒ごとに 1 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 5 Mb/s から 5 Mb/s ごとに 3 0 Mb/s まで</td> <td>1 5 メガビット／秒から 5 メガビット／秒ごとに 3 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 4 Mb/s</td> <td>3 4 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 0 Mb/s</td> <td>4 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 5 Mb/s</td> <td>4 5 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5 0 Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s まで</td> <td>5 0 メガビット／秒から 1 0 メガビット／秒ごとに 1 0 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 5 5 Mb/s</td> <td>1 5 5 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1 2 8 Kb/s	1 2 8 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	2 5 6 Kb/s	2 5 6 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	3 8 4 Kb/s	3 8 4 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	5 1 2 Kb/s	5 1 2 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	7 6 8 Kb/s	7 6 8 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s まで	1 メガビット／秒から 1 メガビット／秒ごとに 1 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの	1 5 Mb/s から 5 Mb/s ごとに 3 0 Mb/s まで	1 5 メガビット／秒から 5 メガビット／秒ごとに 3 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの	3 4 Mb/s	3 4 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	4 0 Mb/s	4 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	4 5 Mb/s	4 5 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	5 0 Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s まで	5 0 メガビット／秒から 1 0 メガビット／秒ごとに 1 0 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの	1 5 5 Mb/s	1 5 5 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																									
	1 2 8 Kb/s	1 2 8 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																									
	2 5 6 Kb/s	2 5 6 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																									
	3 8 4 Kb/s	3 8 4 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																									
	5 1 2 Kb/s	5 1 2 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																									
	7 6 8 Kb/s	7 6 8 キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																									
	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 1 0 Mb/s まで	1 メガビット／秒から 1 メガビット／秒ごとに 1 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの																									
	1 5 Mb/s から 5 Mb/s ごとに 3 0 Mb/s まで	1 5 メガビット／秒から 5 メガビット／秒ごとに 3 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの																									
	3 4 Mb/s	3 4 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの																									
	4 0 Mb/s	4 0 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの																									
4 5 Mb/s	4 5 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの																										
5 0 Mb/s から 1 0 Mb/s ごとに 1 0 0 Mb/s まで	5 0 メガビット／秒から 1 0 メガビット／秒ごとに 1 0 0 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの																										
1 5 5 Mb/s	1 5 5 メガビット／秒の符号伝送が可能なもの																										
(2) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 第3種国際IPデータサービス（S）については、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、第3種国際IPデータサービス（S）を提供した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に第3種国際IPデータサービス（S）の品目等の変更があった場合は、その変更について変更前の料金額（接続基本料及び接続契約者回線使用料の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>（注）この欄の規定は、宅内機器に関する料金についても適用するものとします。</p> <p>（注）国際データ伝送契約者は、最低利用期間内に国際データ伝送契約の解除等があった場合は、その解除等に伴い発生する、外国側回線回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額を支払っていただきます。</p>																										

## 2 料金額

### (1) 接続基本料

1の回線収容部ごとに

品 目	料金額 (月額)
128Kb/s	\$ 2, 8 6 0
256Kb/s	\$ 3, 2 9 0
384Kb/s	\$ 3, 5 7 0
512Kb/s	\$ 4, 0 0 0
768Kb/s	\$ 4, 5 1 0
1Mb/s	\$ 5, 4 3 0
2Mb/s	\$ 6, 8 6 0
3Mb/s	\$ 9, 5 7 0
4Mb/s	\$ 1 2, 2 9 0
5Mb/s	\$ 1 4, 9 3 0
6Mb/s	\$ 1 7, 5 7 0
7Mb/s	\$ 2 0, 2 1 0
8Mb/s	\$ 2 2, 8 6 0
9Mb/s	\$ 2 4, 9 3 0
10Mb/s	\$ 2 7, 0 0 0
15Mb/s	\$ 3 4, 9 3 0
20Mb/s	\$ 4 2, 8 6 0
25Mb/s	\$ 5 3, 6 0 0
30Mb/s	\$ 6 4, 2 0 0
34Mb/s	\$ 7 1, 4 3 0
40Mb/s	\$ 7 8, 6 0 0
45Mb/s	\$ 8 3, 3 3 0
50Mb/s	\$ 9 3, 0 0 0
60Mb/s	\$ 1 0 3, 8 0 0
70Mb/s	\$ 1 1 4, 4 0 0
80Mb/s	\$ 1 2 5, 2 0 0
90Mb/s	\$ 1 3 5, 8 0 0
100Mb/s	\$ 1 4 2, 8 6 0
155Mb/s	\$ 1 8 5, 7 1 0

### (2) 接続契約者回線使用料

1の接続契約者回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
128Kb/s	1 0, 0 0 0円
256Kb/s	1 0, 0 0 0円
384Kb/s	1 0, 0 0 0円
512Kb/s	1 0, 0 0 0円
768Kb/s	1 5, 0 0 0円
1Mb/s	2 0, 0 0 0円
2Mb/s	3 0, 0 0 0円
3Mb/s	5 0, 0 0 0円
4Mb/s	6 0, 0 0 0円
5Mb/s	8 0, 0 0 0円
6Mb/s	1 0 0, 0 0 0円
7Mb/s	1 1 0, 0 0 0円
8Mb/s	1 3 0, 0 0 0円
9Mb/s	1 5 0, 0 0 0円
10Mb/s	1 6 0, 0 0 0円

15Mb/s	240,000円
20Mb/s	320,000円
25Mb/s	400,000円
30Mb/s	480,000円
34Mb/s	550,000円
40Mb/s	650,000円
45Mb/s	680,000円
50Mb/s	810,000円
60Mb/s	970,000円
70Mb/s	1,130,000円
80Mb/s	1,300,000円
90Mb/s	1,450,000円
100Mb/s	1,610,000円
155Mb/s	2,000,000円

#### 第4 国際専用回線サービス（S）に係るもの

##### 1 適用

国際専用回線サービス（S）に係る料金の適用については、第33条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																													
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6 4Kb/s</td> <td style="text-align: center;">6 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 2 8Kb/s</td> <td style="text-align: center;">1 2 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 9 2Kb/s</td> <td style="text-align: center;">1 9 2キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 5 6Kb/s</td> <td style="text-align: center;">2 5 6キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 8 4Kb/s</td> <td style="text-align: center;">3 8 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 1 2Kb/s</td> <td style="text-align: center;">5 1 2キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 6 8Kb/s</td> <td style="text-align: center;">7 6 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1, 0 2 4Kb/s</td> <td style="text-align: center;">1, 0 2 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1, 5 3 6Kb/s</td> <td style="text-align: center;">1, 5 3 6キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1, 9 8 4Kb/s</td> <td style="text-align: center;">1, 9 8 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2, 0 4 8Kb/s</td> <td style="text-align: center;">2, 0 4 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 5Mb/s</td> <td style="text-align: center;">4 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 5 5Mb/s</td> <td style="text-align: center;">1 5 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	6 4Kb/s	6 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	1 2 8Kb/s	1 2 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	1 9 2Kb/s	1 9 2キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	2 5 6Kb/s	2 5 6キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	3 8 4Kb/s	3 8 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	5 1 2Kb/s	5 1 2キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	7 6 8Kb/s	7 6 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	1, 0 2 4Kb/s	1, 0 2 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	1, 5 3 6Kb/s	1, 5 3 6キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	1, 9 8 4Kb/s	1, 9 8 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	2, 0 4 8Kb/s	2, 0 4 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの	4 5Mb/s	4 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの	1 5 5Mb/s	1 5 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																												
6 4Kb/s	6 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
1 2 8Kb/s	1 2 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
1 9 2Kb/s	1 9 2キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
2 5 6Kb/s	2 5 6キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
3 8 4Kb/s	3 8 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
5 1 2Kb/s	5 1 2キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
7 6 8Kb/s	7 6 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
1, 0 2 4Kb/s	1, 0 2 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
1, 5 3 6Kb/s	1, 5 3 6キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
1, 9 8 4Kb/s	1, 9 8 4キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
2, 0 4 8Kb/s	2, 0 4 8キロビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
4 5Mb/s	4 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
1 5 5Mb/s	1 5 5メガビット／秒の符号伝送が可能なもの																												
(2) 契約期間内の解除等に関する料金の支払い	<p>ア 国際データ伝送契約者は、契約期間内に国際データ伝送契約の解除、品目の減速又は契約期間の短縮（以下この欄において「解除等」といいます。）があった場合は、次の額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>(ア) 契約期間の種類が1年のとき 次の額を合算した額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する国際専用回線使用料の額とします。）に相当する額</li> <li>ii 国際データ伝送契約の解除等に伴い発生する、加入契約回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額</li> </ul> <p>(イ) (ア)以外であって、国際専用回線サービス（S）の提供を開始した日から12ヶ月経過前にその国際専用回線サービス（S）の解除等があったとき 次の額を合算した額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 12ヶ月経過までの残余の期間に対応する料金に相当する額</li> <li>ii 12ヶ月経過以後の契約期間の残余の期間に対応する料金に相当する額に、2048Kb/sまでの品目に係るものは0.2を、2048Kb/sを超える品目に係るものは0.35を乗じて得た額</li> <li>iii 国際データ伝送契約の解除等に伴い発生する、加入契約回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額</li> </ul> <p>(ウ) (ア)以外であって、国際専用回線サービス（S）の提供を開始した日から12ヶ月経過以後にその国際専用回線サービス（S）の解除等があったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 残余の期間に対応する料金に相当する額に、2048Kb/sまでの品目に係るものは0.2を、2048Kb/sを超える品目に係るものは0.35を乗じて得た額</li> <li>ii 国際データ伝送契約の解除等に伴い発生する、加入契約回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額</li> </ul> <p>(注) この欄の規定は、宅内機器に関する料金についても適用するものとします。 (注) 国際データ伝送契約者は、契約期間内に国際データ伝送契約の解除等があった場合は、その解除等に伴い発生する、外国側回線回線に係る電気通信事業者に支払いを要する額に相当する額を支払っていただきます。</p>																												

## 2 料金額

### (1) 国際専用回線使用料

#### ア 契約期間が1年のもの

1の国際専用回線ごとに月額

取扱地域 品目	シンガポール 共和国	香港	アメリカ合 衆国（西海 岸）	アメリカ合 衆国（東海 岸）	グレートブ リテン及び 北部アイル ランド連合 王国	オーストラ リア	スリランカ 民主社会主 義共和国
64Kb/s	230,000円	370,000円	820,000円	460,000円	470,000円	250,000円	960,000円
128Kb/s	260,000円	540,000円	1,360,000円	780,000円	620,000円	270,000円	1,550,000円
192Kb/s	280,000円	600,000円	1,860,000円	1,110,000円	740,000円	320,000円	1,970,000円
256Kb/s	310,000円	650,000円	2,270,000円	1,370,000円	1,040,000円	350,000円	2,380,000円
384Kb/s	350,000円	880,000円	3,010,000円	1,790,000円	1,680,000円	430,000円	3,110,000円
512Kb/s	400,000円	560,000円	610,000円	730,000円	790,000円	520,000円	3,730,000円
768Kb/s	470,000円	950,000円	4,920,000円	5,160,000円	1,050,000円	620,000円	4,850,000円
1,024Kb/s	540,000円	790,000円	810,000円	970,000円	1,050,000円	810,000円	5,870,000円
1,536Kb/s	630,000円	830,000円	820,000円	990,000円	1,330,000円	1,000,000円	7,780,000円
1,984Kb/s	720,000円	1,050,000円	1,240,000円	1,490,000円	1,610,000円	1,200,000円	10,290,000円
2,048Kb/s	720,000円	1,050,000円	1,240,000円	1,490,000円	1,610,000円	1,200,000円	10,290,000円
45Mb/s	4,170,000円	5,020,000円	8,260,000円	9,070,000円	9,810,000円	9,360,000円	-
155Mb/s	8,340,000円	7,410,000円	16,960,000円	18,610,000円	15,600,000円	19,660,000円	-

#### イ ア以外のもの

1の国際専用回線ごとに月額（円）

契約期間	料金額
2年	(1)に規定する料金に0.95を乗じて得た額
3年	(1)に規定する料金に0.9を乗じて得た額
4年	(1)に規定する料金に0.85を乗じて得た額
5年	(1)に規定する料金に0.8を乗じて得た額

### (2) 加入契約回線使用料

1の加入契約回線ごとに月額

その加入契約回線に係る電気通信事業者の契約約款等に規定する料金に相当する額
---------------------------------------

## 第5 付加機能使用料

### 1 適用

付加機能使用料の適用については、第33条（料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求した国際データ伝送契約者（国際IPデータサービス（S）に係る者に限ります。）は、2（付加機能の種類）に定めるところにより付加機能を利用することができます。
(2) 契約期間内又は最低利用期間内の解除等に関する料金の支払い	<p>ア 国際データ伝送契約者（第1種国際IPデータサービス（S）に係るものに限りま</p> <p>す。）は、契約期間内に第1種国際IPデータサービス（S）に係る国際データ伝送契約の解除、品目の減速、契約期間の短縮又は2(1)に規定する論理チャンネルに係る速度の細目の減少があった場合は、付加機能使用料について、第1（第1種国際IPデータサービス（S）に係るもの）1の(2)のアの規定に準じて算定した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 国際データ伝送契約者（第2種国際IPデータサービス（S）又は第3種国際IPデータサービス（S）に係るものに限りま</p> <p>す。）は、最低利用期間内に第2種国際IPデータサービス（S）又は第3種国際IPデータサービス（S）に係る国際データ伝送契約の解除、品目等の変更又は2(1)に規定する論理チャンネルに係る速度の細目の減少があった場合は、付加機能使用料について、第2（第2種国際IPデータサービス（S）に係るもの）1の(2)又は第3（第3種国際IPデータサービス（S）に係るもの）1の(2)の規定に準じて算定した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>

### 2 付加機能の種類

区 分			論理チャンネルに係る速度の細目	単位	料金額 (月額)	
(1) サービスクラス設定機能	論理チャンネル（国際IPデータサービス（S）の回線収容部に設定されるチャンネルをいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに、別に定める品質の保証を行う機能	第1種国際IPデータサービス（S）に係るもの	クラス1	32Kb/s	1の論理チャンネルごとに	40,000円
				64Kb/s		50,000円
				96Kb/s		50,000円
				128Kb/s		50,000円
				192Kb/s		60,000円
				256Kb/s		60,000円
				384Kb/s		90,000円
				512Kb/s		100,000円
				768Kb/s		150,000円
				1,024Kb/s		160,000円
				1,536Kb/s		240,000円
				1,984Kb/s		270,000円
		第2種国際IPデータサービス（S）に係るもの	クラス2	32Kb/s	1の論理チャンネルごとに	20,000円
				64Kb/s		20,000円
				96Kb/s		30,000円
				128Kb/s		30,000円
				192Kb/s		30,000円
				256Kb/s		40,000円
				384Kb/s		50,000円
				512Kb/s		60,000円
				768Kb/s		80,000円
				1,024Kb/s		100,000円
				1,536Kb/s		160,000円
				1,984Kb/s		190,000円
		第3種国際IPデータサービス（S）に係るもの	クラス3	32Kb/s	1の論理チャンネルごとに	60,000円
				64Kb/s		60,000円
				96Kb/s		90,000円
128Kb/s	70,000円					
192Kb/s	110,000円					
256Kb/s	140,000円					

		384Kb/s		210,000 円
		512Kb/s		270,000 円
		768Kb/s		460,000 円
		1,024Kb/s		590,000 円
		1,536Kb/s		970,000 円
		1,984Kb/s		1,150,000 円
第 2 種国際 I P データ サ ー ビ ス ( S ) に 係 る も の	クラス 1	128Kb/s	1 の 論 理 チ ャ ネ ル ご と に	2,000 円
		192Kb/s		2,000 円
		256Kb/s		3,000 円
		384Kb/s		4,000 円
		512Kb/s		6,000 円
		768Kb/s		8,000 円
		1,024Kb/s		11,000 円
		1,536Kb/s		16,000 円
		2,048Kb/s		21,000 円
		3Mb/s		31,000 円
		4Mb/s		41,000 円
		5Mb/s		51,000 円
		6Mb/s		61,000 円
		7Mb/s		71,000 円
		8Mb/s		81,000 円
		8Mb/s		91,000 円
		10Mb/s		101,000 円
		11Mb/s		111,000 円
		12Mb/s		121,000 円
		13Mb/s		131,000 円
		14Mb/s		141,000 円
		15Mb/s		151,000 円
		16Mb/s		161,000 円
		17Mb/s		171,000 円
		18Mb/s		181,000 円
		19Mb/s		191,000 円
		20Mb/s		201,000 円
		21Mb/s		211,000 円
		22Mb/s		221,000 円
		23Mb/s		231,000 円
		24Mb/s		241,000 円
		25Mb/s		251,000 円
		26Mb/s		261,000 円
		27Mb/s		271,000 円
		28Mb/s		281,000 円
		29Mb/s		291,000 円
		30Mb/s		301,000 円
		31Mb/s		311,000 円
		32Mb/s		322,000 円
33Mb/s	332,000 円			
34Mb/s	342,000 円			
35Mb/s	352,000 円			
36Mb/s	362,000 円			
37Mb/s	372,000 円			
38Mb/s	382,000 円			
39Mb/s	392,000 円			

	40Mb/s		402,000 円
	41Mb/s		412,000 円
	42Mb/s		422,000 円
	43Mb/s		432,000 円
	44Mb/s		442,000 円
	45Mb/s		452,000 円
クラス 2	128Kb/s	1 の論理チャ ネルごとに	6,000 円
	192Kb/s		8,000 円
	256Kb/s		11,000 円
	384Kb/s		14,000 円
	512Kb/s		21,000 円
	768Kb/s		31,000 円
	1,024Kb/s		42,000 円
	1,536Kb/s		62,000 円
	2,048Kb/s		83,000 円
	3Mb/s		121,000 円
	4Mb/s		161,000 円
	5Mb/s		201,000 円
	6Mb/s		241,000 円
	7Mb/s		281,000 円
	8Mb/s		322,000 円
	8Mb/s		362,000 円
	10Mb/s		402,000 円
	11Mb/s		442,000 円
	12Mb/s		482,000 円
	13Mb/s		522,000 円
	14Mb/s		562,000 円
	15Mb/s		602,000 円
	16Mb/s		643,000 円
	17Mb/s		683,000 円
	18Mb/s		723,000 円
	19Mb/s		763,000 円
	20Mb/s		803,000 円
	21Mb/s		843,000 円
	22Mb/s		883,000 円
	23Mb/s		923,000 円
	24Mb/s		963,000 円
	25Mb/s		1,004,000 円
	26Mb/s		1,044,000 円
27Mb/s	1,084,000 円		
28Mb/s	1,124,000 円		
29Mb/s	1,164,000 円		
30Mb/s	1,204,000 円		
31Mb/s	1,244,000 円		
32Mb/s	1,284,000 円		
33Mb/s	1,325,000 円		
34Mb/s	1,365,000 円		
35Mb/s	1,405,000 円		
36Mb/s	1,445,000 円		
37Mb/s	1,485,000 円		
38Mb/s	1,525,000 円		
39Mb/s	1,565,000 円		



		40Mb/s		1,606,000 円	
		41Mb/s		1,646,000 円	
		42Mb/s		1,686,000 円	
		43Mb/s		1,726,000 円	
		44Mb/s		1,766,000 円	
		45Mb/s		1,806,000 円	
第3種国際 IPデータ サービス (S)に係 るもの	クラス1	128Kb/s	1の論理チャ ネルごとに	\$286	
		256Kb/s		\$329	
		384Kb/s		\$357	
		512Kb/s		\$400	
		768Kb/s		\$451	
		1Mb/s		\$543	
		2Mb/s		\$686	
		3Mb/s		\$957	
		4Mb/s		\$1,229	
		5Mb/s		\$1,493	
		6Mb/s		\$1,757	
		7Mb/s		\$2,021	
		8Mb/s		\$2,286	
		9Mb/s		\$2,493	
		10Mb/s		\$2,700	
	15Mb/s	\$3,493			
	20Mb/s	\$4,286			
	25Mb/s	\$5,360			
	30Mb/s	\$6,420			
	34Mb/s	\$7,143			
	40Mb/s	\$7,860			
	45Mb/s	\$8,333			
	50Mb/s	\$9,300			
	60Mb/s	\$10,380			
	70Mb/s	\$11,440			
	80Mb/s	\$12,520			
	90Mb/s	\$13,580			
	100Mb/s	\$14,286			
	155Mb/s	\$18,571			
		クラス2	128Kb/s	1の論理チャ ネルごとに	\$1,430
			256Kb/s		\$1,645
			384Kb/s		\$1,785
			512Kb/s		\$2,000
	768Kb/s		\$2,255		
	1Mb/s		\$2,715		
	2Mb/s		\$3,430		
	3Mb/s		\$4,785		
	4Mb/s		\$6,145		
	5Mb/s		\$7,465		
	6Mb/s		\$8,785		
	7Mb/s		\$10,105		
	8Mb/s		\$11,430		
	9Mb/s		\$12,465		
	10Mb/s		\$13,500		
	15Mb/s	\$17,465			
	20Mb/s	\$21,430			
	25Mb/s	\$26,800			
	30Mb/s	\$32,100			

		34Mb/s	\$35,715
		40Mb/s	\$39,300
		45Mb/s	\$41,665
		50Mb/s	\$46,500
		60Mb/s	\$51,900
		70Mb/s	\$57,200
		80Mb/s	\$62,600
		90Mb/s	\$67,900
		100Mb/s	\$71,430
		155Mb/s	\$92,855
<p>備 考</p> <p>当社は国際 I P データサービス (S) に係る 1 の論理チャンネルごとに 1 のサービスクラス設定機能を提供します。</p>			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

国際データ伝送サービス（S）に係る工事費の適用については、第34条（工事費の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

工事費の適用							
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる加入契約回線、回線収容部、国際専用回線又は国際データ伝送サービス（S）取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。						
(2) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 国際データ伝送サービス（S）の提供開始に係る工事</td> <td>国際データ伝送サービス（S）の提供開始に伴う国際データ伝送回線等の設置等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 変更に係る工事</td> <td>国際データ伝送サービス（S）の品目の変更等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適用	ア 国際データ伝送サービス（S）の提供開始に係る工事	国際データ伝送サービス（S）の提供開始に伴う国際データ伝送回線等の設置等の場合に適用します。	イ 変更に係る工事	国際データ伝送サービス（S）の品目の変更等の場合に適用します。
	工事の区分	適用					
ア 国際データ伝送サービス（S）の提供開始に係る工事	国際データ伝送サービス（S）の提供開始に伴う国際データ伝送回線等の設置等の場合に適用します。						
イ 変更に係る工事	国際データ伝送サービス（S）の品目の変更等の場合に適用します。						

2 工事費の額

(1) 第1種国際IPデータサービス（S）に係るもの

ア 回線収容部に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際データ伝送サービス（S）の提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	75,000円

イ 加入契約回線に係るもの

その加入契約回線に係る電気通信事業者の契約約款等に規定する工事費に相当する額

(2) 第2種国際IPデータサービス（S）に係るもの

ア 回線収容部に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際データ伝送サービス（S）の提供開始及び変更に係る工事	2Mb/sまでの品目に係るもの	取扱所内工事費	1の工事ごとに 96,000円
	2Mb/sを超える品目に係るもの	取扱所工事費	1の工事ごとに 192,000円

イ 接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際データ伝送サービス（S）の提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税抜)
変更に係る工事	取扱所工事費	1の工事ごとに	20,000円(税抜)

(3) 第3種国際IPデータサービス（S）に係るもの

ア 回線収容部に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際データ伝送サービス（S）の提供開始及び変更に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	\$450

イ 接続契約者回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
国際データ伝送サービス（S）の提供開始に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	50,000円(税抜)
変更に係る工事	取扱所工事費	1の工事ごとに	1,000円(税抜)

(4) 国際専用回線サービス（S）に係るもの

ア 国際専用回線に係るもの

区 分		工事費の種別	単 位	工事費の額
国際専用回線サービス（S）の 提供開始に係る工事	2048Kb/s までの 品目に係るもの	取扱所内工事費	1 の工事ごとに	225,000 円(税抜)
	2048Kb/s を超え る品目に係るも の	取扱所内工事費	1 の工事ごとに	375,000 円(税抜)

イ 加入契約回線に係るもの

その加入契約回線に係る電気通信事業者の契約約款等に規定する工事費に相当する額

**附 則**

(実施期日)

この約款は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 28 日から実施します。

(国際 I P データサービス (S) に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を締結している国際データ伝送契約者は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による同表の右欄の契約を締結しているものとみなします

国際 I P データサービス (S) に係る国際データ伝送契約	第 1 種国際 I P データサービス (S) に係る国際データ伝送契約
---------------------------------	--------------------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**附 則**

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 9 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 8 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**附 則**

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

**附 則**

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

別紙 取扱地域

1 第1種国際IPデータサービス(S)に係るもの

取扱地域
アメリカ合衆国、インド、オーストラリア連邦、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、シンガポール共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、フィリピン共和国、香港、マレーシア

2 第2種国際IPデータサービス(S)に係るもの

取扱地域
アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、イタリア共和国、インド、インドネシア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、グアテマラ共和国、グレートブリテン・北アイルランド連合王国、コロンビア共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、チェコ共和国、中華人民共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、香港、マレーシア、メキシコ合衆国、ルクセンブルク大公国

3 第3種国際IPデータサービス(S)に係るもの

取扱地域
中華人民共和国、台湾、香港

4 国際専用回線サービス(S)に係るもの

取扱地域
アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、香港